

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2018年12月18日)

第191号(2016年度・第22号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

学部生と大学院生とで教員の負担に差異はない? 人件費削減(3,000万円以上)が目的? ~大学院手当問題団体交渉(12/17)

先般から学内で大きな問題となっている大学院手当及び特別貢献手当支給基準改正問題についての団体交渉が、12月17日(月)の朝、8時45分から10時前まで1時間強行われました。

これは、12月6日(木)午後開催された組合に対する就業規則改正説明会を受けて12月10日(月)に団体交渉開催を申し入れた(2頁参照)ところ実施されたものです。

交渉には大学側から田中人事労務担当副学長・多賀谷総務企画部長・久保人事課長等5名、組合側は鴨崎委員長・滝野副委員長の他、福田次期執行委員長・井川次期書記次長等7名が出席しました。

交渉の冒頭、鴨崎委員長から、今回の改定案はその定義づけ(大学院生に対する講義等は学部生への講義等と差異がない)が誤っている上に、結果として労働条件の大幅な不利益変更であり、大学全体として3,000万円以上の人件費削減となるもので、到底受け入れることのできないものであることを指摘しました。



大学院手当等支給基準改正案の決定を見送り!

~団体交渉終了直後、決定留保を求める組合からの申入書提出を受けて~

しかも、部局長会議で示されたスケジュールによれば、大学院手当問題での初めての団体交渉翌日の12月18日(火)午後開催される経営協議会後の役員会で「平成31年1月1日改正」を決定することとされているが、もしこれを強行するのであれば、明らかな誠実交渉義務違反であること、さらに、労働基準法上必要とされている過半数代表者の意見を聴くことなく(例えば吉田事業場では事務レベルからの説明を受け、当事者等からの意見を聴取している段階)決定することとなり、手続き上の問題も大きいことから、決定を留保するよう強く求めました。

交渉終了後、組合がただちに「改正案等の決定留保を求める申し入れ」(3頁参照)を学長宛に提出したところ、17日(月)午後久保人事課長が組合を訪れ、「取り急ぎのご連絡」ということで、「大学として検討の結果、明日(12/18)の役員会では今回の改正案を決定しないことにした」ことを明らかにしました。その上で、同日(12/17)夕刻5時過ぎに「役員会への付議は見送り協議・交渉を継続する」「協議継続にあたり組合からの提案を示していただきたい」等と明記された学長名回答書(4頁参照)が届き、平成31年1月1日改正の「先延ばし」が確定しました。今後は原案撤回を求めつつ対案を提示することとなります。



団体交渉での組合の主張に対して、大学側、根拠ある反論できず

- ① 大学院生への講義等についての大学側の定義づけは誤っている。
- ② 結果として、主として文系学部教員等の間でモチベーション低下を生み出す。
- ③ 該当する教員にとっては、年間数十万円規模の労働条件不利益変更となる。
- ④ 教育分野に対する特別貢献手当支給基準新設による増は500万円弱であり、全体としては人件費を3,000万円以上削減することとなる。
- ⑤ 手当支給基準改正の施行予定日は平成31年4月1日となっており、平成31年1月1日付けで規則改正しなければならない理由はない。
- ⑥ 過半数代表者からの意見を聴かずに決定することは労働基準法違反の疑いがある。
- ⑦ 全体として大きな考え方の相違があるにもかかわらず、一回の交渉(12/17)で、しかもその翌日(12/18)午後に役員会で決定したとすれば誠実交渉義務違反の疑いがある。

2018年（平成30年）12月10日

山口大学長 岡 正朗 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 鴨崎 義春



大学院手当（俸給調整給）支給基準及び特別貢献手当支給
基準改定問題についての団体交渉開催について（申し入れ）

大学院手当等支給基準改定案につきまして、12月6日（木）に開催されました就業規則改正等説明会で、その改正概要及び給与決定規則一部改正案について、久保人事課長他から当組合への説明が行われました。

これによれば、7月段階で示されていた「学部における講義等と大学院（特に修士課程）における講義等の間に、業務の複雑性、困難もしくは責任の度合、又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境等その他労働条件の差異があるとは認められないこと」という、現実を無視した定義づけを变えることなく、講義等担当者への調整手当を、博士課程は現行の調整数2を1に引き下げ修士課程は支給を廃止するという、教授クラスの場合で年間25万円程度の大きな経済的損失を生じさせる労働条件の不利益変更であり、「モチベーション低下」を生み出す「改正案」と言わざるを得ません。

しかも、私どもの求めに応じて提示された、「特別貢献手当新設分を含む支給員数・支給額調べ」によれば、全体で約3,000万円の人件費削減となっております。

なお、人事課担当者によれば、本件担当理事におかれては明年1月1日付け規則改正にこだわっておられるとのことですが、実施の手当支給額変更を予定しているのは明年4月1日以降であることからすれば、早期改正を必要とする合理的理由は認められません。

つきましては、私どもとの交渉を通じて、関係教員・各部局等に納得いただける方向で見直しを行っていただくよう強く求めるとともに、団体交渉の場を速やかに設定していただくよう申し入れます。

2018年（平成30年）12月17日

山口大学長 岡 正朗 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 鴨崎 義春



大学院手当（俸給調整給）支給基準及び特別貢献
手当支給基準改正案等の決定保留を求める申し入れ

このことにつきまして、本日12月17日（月）午前8時45分より団体交渉を開催いただきましたこと、お礼申し上げます。

団体交渉の席上、私どもは今回の大学院手当等支給基準改正案について、以下のとおり指摘したところですが、これらに対する合理的な説明・反論はなされなかったと考える次第です。

- ① 大学院生への講義等についての大学側の定義づけは誤っている。
- ② 結果として、主として文系学部教員等の間でモチベーション低下を生み出す。
- ③ 該当する教員にとっては、年間数十万円規模の労働条件不利益変更となる。
- ④ 特別貢献手当の支給基準新設（教育分野）による増は500万円弱であり、全体としては人件費を3,000万円以上削減することとなる。
- ⑤ 手当支給基準改正の施行予定日は平成31年4月1日となっており、平成31年1月1日付けで規則改正しなければならない理由はない。
- ⑥ 過半数代表者からの意見書受領前に決定することは労働基準法違反の疑いがある。
- ⑦ 全体として大きな考え方の相違があるにもかかわらず、一回の交渉で、しかもその翌日午後に役員会で決定したとすれば誠実交渉義務違反の疑いがある。

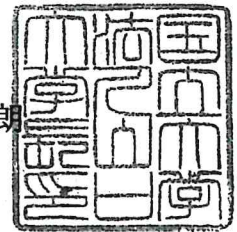
以上を踏まえて、12月18日（火）午後開催される国立大学法人山口大学役員会の場で、本改正案を最終決定することなく、引き続き協議・交渉を継続いただくよう申し入れますので、よろしくをお願いします。

以 上

平成 30 年 12 月 17 日

山口大学教職員組合執行委員長
鴨 崎 義 春 殿

山口大学長
岡 正 朗

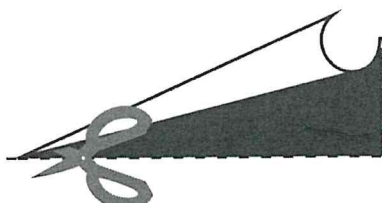


大学院手当（俸給調整額）支給基準及び特別貢献手当支給基準
改正案等の決定保留を求める申し入れ（回答）

平成 30 年 12 月 17 日付けで申し入れのありましたこのことについて、団体交渉において説明しました 12 月 18 日開催の役員会への付議については見送ることとし、協議・交渉を継続する旨回答致します。

協議の継続にあたり、教職員組合からの提案がございましたら、お示しいた
だきますようお願い致します。

-----キ-リ-ト-リ-----



あなたの声、あなたの組合加入が大学を動かします！😊

組 合 加 入 申 込 書

年 月 日

お名前	職場
連絡先 (TEL)	e-mail